

■ 意 見 書 ■

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

刑事訴訟法における再審制度は、えん罪被害者の救済を目的としており、重要な制度である。

しかし、刑事訴訟法第四編「再審」における再審請求手続の審理の在り方に関する規定が不十分なため、その手続が裁判所の広範な裁量に委ねられ、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれているとの指摘がある。

なかでも、再審における証拠開示の問題は重要である。過去のえん罪事件においては、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、えん罪被害者を救済するための要因となったものも少なくない。しかし、現行法には、再審請求手続においてその証拠を開示させる明文規定が存在せず、裁判官や検察官の対応によって証拠開示の範囲に大きな差が生じている。

法務省においても、刑事訴訟法の再審規定見直しに向けて、再審請求審における証拠開示の在り方、再審請求審の規定の在り方、不服申し立ての在り方等の論点について、協議を進め、法制審議会への諮問を決定したところである。

よって、国会及び関係行政庁に対し、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会議長 松 里 保 廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
法 務 大 臣
内閣官房長官

上記のとおり発議する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会総務警察委員長 西 村 協

日米地位協定の見直しを求める意見書

在日米軍の地位や施設・区域の使用について定めた条約である日米地位協定は、１９６０年（昭和３５年）に日米間で締結されて以降、一度も改定されていない。

１９９５年（平成７年）９月に沖縄本島北部で発生した少女暴行事件を契機にその問題点が明らかになり、同年１１月、沖縄県は見直し要請を日米両政府に初めて行った。２０１８年７月及び２０２０年１１月には、全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」が決議されている。提言では、「日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」などが明記されている。

日本の航空法は、航空機の最低安全高度を人口・家屋密集地域では最も高い障害物から３００メートル、その他の地域では１５０メートルと定めている。日米地位協定により米軍にはこの規定は適用されないものの、１９９９年１月の日米合同委員会で、日本の航空法と同じ高度基準を米軍機にも適用すると確認されている。しかしながら、低空飛行は各地で目撃され、本県においても米軍機の可能性ありと国から回答があった目撃情報は、直近の２０２３年度には２００件、２０２４年度の４月から６月だけでも８１件に及んでいる。

２０２３年１１月に発生した屋久島沖でのＣＶ２２オスプレイの墜落事故でも、政府による立ち入り調査はできていないことから、これまでの日米地位協定の運用面での改善ではなく、全国知事会の提言に沿った協定の見直しがなされることで日本と米国が対等な立場で互いに主権を認め合うことにつながるものである。

よって、国におかれては、国民の生命・財産と人権・環境を守る立場から、日米地位協定を見直しされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月２５日

鹿児島県議会議長 松 里 保 廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 殿
外務大臣
防衛大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

上記のとおり発議する。

令和７年３月２５日

鹿児島県議会総合政策建設委員長 寿 はじめ

持続可能な学校の実現をめざす意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されている。

「骨太方針2024」では、「令和8年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「令和7年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減に繋がる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。令和元年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせない。

よって、国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求める。

記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

- 1 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらにすすめること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容を精選し、それに伴い標準授業時数を超えないようにすること。
- 2 将来の給特法及び教職調整額のあり方について、幅広い観点から諸課題の整理を行うこと。
- 3 勤務実態調査の結果を踏まえて、必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会議長 松 里 保 廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

上記のとおり発議する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会文教観光委員長 柴 立 鉄 平

安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を求める意見書

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築に向けては、安定的な医療提供体制の確保が必要であり、高齢化の進展等による医療需要の高まりが想定される中、地域を支える医療機関の役割はますます重要となっている。

一方で、多くの医療機関では、人口減少による慢性的な収益減が顕在化している。また、長期化する物価高騰及び医療従事者の賃上げに関連する人件費の増加等も厳しい経営状況に拍車をかけており、昨年6月の診療報酬の改定も、経営の改善につながっているとは言い難く、病院の6割が赤字経営となっているとの報道もある。

医療機関及び医師が不足する地域では、効果的・効率的な医療の提供に向けた体制強化が課題となる中、医療機関の経営悪化は、地域医療構想に基づく医療機関ごとの役割の明確化、相互の連携強化等にも影響を及ぼすおそれがある。

よって、国においては、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、経営に必要な経費が十分に確保できるよう、臨時的な診療報酬の改定を行うなど、安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会議長 松 里 保 廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣 殿
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

上記のとおり発議する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会環境厚生委員長 上 山 貞 茂